

## 京都市土地利用調整審査会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例施行規則第12条の規定に基づき、京都市土地利用調整審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (会議の公開)

第2条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、審査会が公開できないと認める場合はこの限りでない。

### (欠席及び代理)

第3条 委員は、会議に出席できないとき、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

2 前項の場合において、委員の代理は認めない。

### (委員以外の出席)

第4条 会長は、議案の調査審議のために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができるものとする。

### (摘録)

第5条 会議については、摘録を作成するものとする。

2 前項の摘録は、次の各号に掲げる事項を除き、公開するものとする。

(1) 審査会が公開すべきでないとする事項

(2) 公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項

### (補則)

第6条 この要綱に定めのない事項については、そのつど会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年11月21日から施行する。

### 附 則（平成25年6月21日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。